外国人技能実習機構の概要と 主な業務について

令和2年6月23日

OTIT 外国人技能実習機構 高松事務所·松山支所

目次

1	.機構の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
2	. 機構の主な業務・・・・・・・・・・・・・・・・4
3	. 各種統計・・・・・・・・・11

1.機構の概要

1

外国人技能実習機構について

設置根拠 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律

法人形態 認可法人(法務大臣及び厚生労働大臣が設立を認可)

目的 外国人の技能等の修得等に関し、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護を図り、もって人材育成を通じた 開発途上地域等への技能等の移転による国際協力を推進することを目的とする。

平成29年1月25日(設立登記日) 設立

役職員 理事長 鈴木 芳夫

理事川口達三

小出 賢三

金原 主幸 監 事 杉澤 直樹

藤川 裕紀子(非常勤)

予算 交付金 62億9,194万円(令和2年度予算)

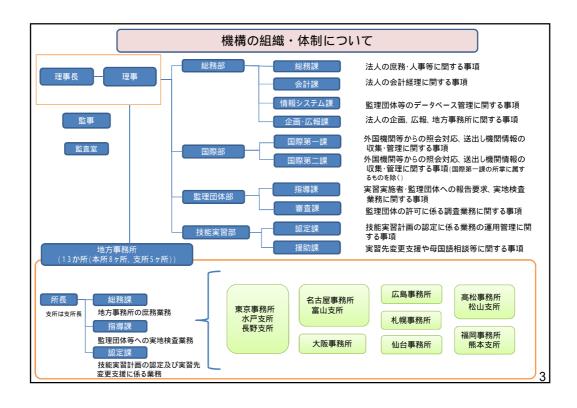
業務内容 1.技能実習計画の認定

- 1. 技能美智計画の設定 2. 実習実施者や監理団体への実地検査 3. 実習実施者の届出の受理 4. 監理団体の許可に関する調査 5. 技能実習生に対する相談・援助等

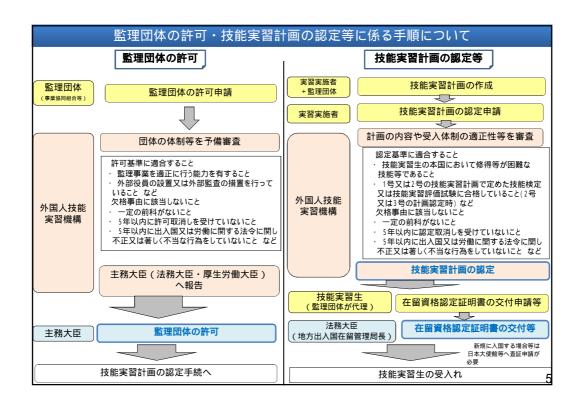
本部所在地

海岸庁舎(総務部·国際部·監理団体部·技能実習部) 〒108-0022 東京都港区海岸3-9-15 LOOP-X 3階 URL: https://www.otit.go.jp/

地方事務所・支所 13か所(札幌、仙台、東京、水戸、長野、名古屋、富山、大阪、広島、高松、松山、福岡、熊本)



2.機構の主な業務



監理団体の許可申請手続

1 監理団体の許可

技能実習法に基づき、団体監理型で技能実習生を受け入れる(技能実習生と実習実施者の雇用契約の成立のあっせんを行うことを含む。)ためには、まずは、主務大臣から監理団体の許可を受けることが必要。 監理団体の許可のための事務は、外国人技能実習機構(機構)が行う。

2 監理団体の許可の区分

監理団体の許可には、次の二つの事業区分がある。

どの段階までの技能実習の監理事業を行うのかを確認の上、許可申請を行うことが必要。

区分	監理できる技能実習	許可の有効期間
特定監理事業	技能実習1号、技能実習2号	3年又は <u>5年</u>
一般監理事業	技能実習1号、技能実習2号、技能実習3号	5年又は <u>7年</u>

前回許可期間内に改善命令や業務停止命令を受けていない場合

技能実習計画の認定申請手続

1 技能実習計画の認定

技能実習法に基づき、技能実習生を受け入れるためには、技能実習生ごとに「技能実習計画」を作成し、その 技能実習計画が適当である旨、外国人技能実習機構(機構)の認定を受けることが必要。

2 技能実習計画の種類

技能実習の受入れ形態は2種類(企業単独型及び団体監理型)あるほか、その形態ごとの第1号、第2号又は第3号の技能実習の区分に応じて、その都度、申請者(技能実習を行わせようとする方)が計画を作成。

- ・団体監理型の場合、監理団体(あらかじめ機構に対して申請の上、監理団体の許可を受ける必要あり)の指導に基づいて計画を作成。・機構から技能実習計画の認定を受けた後は、別途、地方出入国在留管理局において技能実習生の入国・在留に係る手続が必要。

機構が行う実地検査

機構の職員が認定された技能実習計画に従って技能実習を実施して いるかや監理事業の状況等、技能実習の実施状況について検査を行う もの。

(許可・認定の審査と共に、技能実習制度の適正な運用の確保のための中心的な役 割を果たす業務)

【参考】外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(抄)

(機構による事務の実施)

第十四条 出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣は、第十二条第一項の規定により機構に認定 事務の全部又は一部を行わせるときは、この節の規定を施行するために必要な限度において、次 に掲げる事務を機構に行わせることができる。

- 実習実施者等若しくは監理団体等又は役職員等に対して必要な報告又は帳簿書類の提出若 しくは提示を求める事務
- 二 その職員をして、関係者に対して質問させ、又は実地に実習実施者等若しくは監理団体等 の設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させる事務

2~3 (略)

技能実習生の支援・保護(1)

1.技能実習生への相談対応

「母国語相談」として、曜<u>日を決めて主要な言語により、電話やメール等で相談対応</u>を実施。 また、地<u>方事務所・支所においても、電話又は来所による相談対応</u>を実施(平日 9:00~17:00)。

母国語相談の実施日時

技能実習生であれば、誰でも電話、電子メール、手紙によって、8か国語での申告・相談が可能。電話料金はフリーダイヤルで無料。

対応言語	対応日時
ベトナム語	月、火、水、木、金 11:00~19:00
中国語	月、水、金 11:00~19:00
インドネシア語	火、木 11:00~19:00
フィリピン語	火、土 11:00~19:00
英語	火、土 11:00~19:00
タイ語	木、土 11:00~19:00
カンポジア語	木 11:00~19:00
ミャンマー語	金 11:00~19:00

2.技能実習法第49条第1項の申告について

技能実習生が母国語で出入国在留管理庁長官と厚生労働大臣に対して申告を行うことを支援。

・**申告**とは、技能実習生自らが、実習実施者又は監理団体等の技能実習法令の違反行為について、出入国在留管理庁長官又は厚生労働大臣に申告することをいう。 ・実習実施者及び監理団体等は申告したことを理由に、技能実習生に対して技能実習の中止等の不利益な取扱いをしてはならないとされている。

9

技能実習生の支援・保護(2)

3.技能実習生の実習先変更支援(実習継続困難時)

技能実習を開始した実習実施者において技能実習の継続が困難になった場合で、かつ、技能実習生が技能実習の継続を希望する場合には、実習先の変更ができる。 実習先の変更支援に当たっては「監理団体向け実習先変更支援サイト」(https://www.support.otit.go.jp/kanri/)

実習先の変更支援に当たっては「<mark>監理団体向け実習先変更支援サイト」(https://www.support.otit.go.jp/kanri/)</mark>を開設するとともに、実<u>習実施困難時に監理団体及び実習実施者が新たな実習先を確保する努力を尽くしてもなお確保できない場合には、機構が新たな受入れ先となり得る監理団体の情報を提供する個別支援</u>を行う。

4.技能実習生の実習先変更支援(3号移行時)

第2号技能実習から第3号技能実習に進む段階となった技能実習生は、第3号技能実習に係る実習実施者を自ら 選択することができる。

こうした技能実習生を支援するため、機構は、<u>3 号技能実習生の受入れを希望する監理団体の情報を提供</u>する 「実習生向<mark>け実習先変更支援サイト」(https://www.support.otit.go.jp/jisshu</mark>/)を開設。

5.技能実習生への一時宿泊先の提供

技能実習生が監理団体又は実習実施者から不適正な行為を受けたことに起因し、監理団体又は実習実施者が確保 する宿泊施設に宿泊することができない、又は宿泊することが相当でない場合には、機構として、当該実習生に対 し、一時宿泊先の提供等の支援を行う。

6.技能実習生への技能検定等の受検手続支援

機構では、技能実習生が、技能実習の各段階において、技能検定等を適切に受検し、次の段階に円滑に移行できるよう、監理団体(企業単独型技能実習の場合は実習実施者)からの申請に基づき、試験実施機関への取次ぎ、合否結果の迅速な把握及び当該結果の技能実習計画認定審査への円滑な反映等につなげていくこととしている。

7.技能実習生手帳の配布

作成部数 約69万部

○作成言語 9 か国語 (ベトナム語、中国語、インドネシア語、タガログ語、タイ語、モンゴル語、 ミャンマー語、カンポジア語、英語)

3. 各種統計

実績値は速報値に基づくもの。

11

新たな技能実習制度における件数(1)(四国地区ブロック)

1 監理団体許可件数(令和2年6月8日現在)

	一般監理事業	特定監理事業	合計
香川県	4 3 件	3 4 件	7 7件
徳島県	3 1件	1 5 件	4 6 件
愛媛県	2 9件	2 2 件	5 1件
高知県	9件	1 1件	2 0 件

新たな技能実習制度における件数(2)(四国地区ブロック)

2 技能実習計画認定件数(令和2年5月31日現在)

	担当区域	企業単独型	団体監理型	合計
高松事務所	香川県徳島県	2 7 9件	1 7 9 5 4件	18224件
松山支所	愛媛県高知県	2761件	19197件	2 1 9 5 8件

新たな技能実習制度における申請等件数(2)

3 相談件数(令和2年3月末現在)

母国語相談件数 7,103件(電話4,779件、メール2,289件、手紙35件) 【主な相談内容】

- ○技能実習制度に関すること
 - 賃金・時間外労働等の労働条件に関すること
- ○管理に関すること
- ○途中帰国に関すること
- ○実習先変更に関すること

14

新たな技能実習制度における申請等件数(3)

3.申告・援助・支援件数(令和2年3月末現在)

申告件数2 2 3 件実習先変更支援件数1 1 0 件宿泊援助件数7 1 件

【主な実習先変更理由】

- ○実習実施者と技能実習生との間の諸問題
- ○実習実施者の倒産・経営悪化

4.受検支援件数(令和2年3月末現在)

受検支援 取次人数 606,543件

機構における新型コロナウイルス感染症に係る対応概要

新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の影響等の把握及び対応について

外国人技能実習機構においては、地方事務所・支所、母国語相談等により、監理団体、実習実施者及び技能実習生等からの相談を受け、新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の影響や監理団体等からの要望についての把握に努め、主務省庁に報告するとともに、主務省庁が作成したQ&Aや周知用リーフレット等を用いて、技能実習制度その他制度について説明する等、的確に対応している。

新型コロナウイルス感染症の主な対応概要について

- 「○<u>以下の相談について、主務省庁作成のQ&A等を用いて、技能実習計画の申請等技能実習制度に係る手続きを案内す</u>」。 「るとともに、在留資格の取扱い等その他制度についても説明
 - 1 入国が当初の予定より遅れる等、技能実習生の来日が困難になるとの相談
 - 2 技能実習を修了したが、飛行機のチケットが手配できない等、技能実習生の帰国が困難になるとの相談
 - 3 イベント等の自粛要請により、技能検定が受検できな〈なった等、技能実習生が次の段階の技能実習への円滑な移行が困難 になるとの相談
 - 4 「特定技能1号」への移行の準備に時間を要する等、技能実習生が特定技能への円滑な移行が困難になるとの相談
- ○以下の技能実習制度の取扱いについて、当面の措置として技能実習計画の認定を行う等、柔軟な対応の実施
 - 1 技能実習責任者等の養成講習の受講が困難となった場合の取扱い
 - 2 入国後講習の受講に当たり、新型コロナウイルス感染症への感染防止等の観点から、座学による講習の実施が困難となった場合の取扱い
 - 3 繊維・衣服関係の職種の実習実施者が、技能実習生をマスク等の医療用資材の製造に従事させる場合の取扱い
- 4 実習実施者に対する監査や訪問指導の実地確認が著し〈困難となった場合についての取扱い

詳細は機構ホームページに掲載されている「新型コロナウイルス感染症に関するよくあるご質問について(周知)」を参照

別紙 1 (フォローアップ調査)

日本語 English 中文 Tiếng Việt Tagalog Bahasa Indonesia ภาษาไหม 🗖 สาเขาเรา โศรตรรวงวงวงว

OTIT 外国人技能実習機構

Organization for Technical Intern Training

技能実習制度による人材育成を通じた 国際協力を推進します

制度のあらまし

監理団体の皆様へ

実習実施者の皆様へ

ぎのうじっしゅうせい のみなさまへ 技能実習生の皆様へ 外国人技能実習 機構について

お問い合わせ先の ご案内

<u>HOME</u> > 調査・統計 > 調査

調査

調査・統計

 平成30年度技能実習制度に関する調査 (English)

 調査
 別添 1 帰国後技能実習生フォローアップ調査 (概要)

統計 (English) (中文) (Tiếng Việt) (Tagalog) (Bahasa Indonesia) (ภาษาไทย)

別添 2 帰国後技能実習生に対する支援実態等調査(概要)

(English) (中文) (Tiếng Việt.) (Tagalog) (Bahasa Indonesia) (ภาษาไพย) 帰国後技能実習生のフォローアップ・アフターケア等に関する取組事例

技能実習期間中の課外活動に関する取組事例

※ 当該資料の著作権は当機構が有しておりますが、利用する際、事前の当機構への許諾は基本的に不要です。

法人番号 5010405015455 認可法人 外国人技能実習機構

本部 〒108-0022 東京都港区海岸3-9-15 LOOP-x3階

※電話番号については、所在地・連絡先のページをご覧ください。

「平成30年度技能実習制度に関する調査」の結果を公表します

外国人技能実習機構では、下記の調査を実施し、結果をとりまとめましたので、公表します。

外国人技能実習機構は、今回の調査結果を踏まえ、今後とも、制度の適正・円滑な運用を図るとともに、広く関係者の皆様に技能実習制度についての理解が深まるよう努めてまいります。

- 1 帰国後技能実習生フォローアップ調査(技能実習生対象のアンケート調査) 技能実習を修了して帰国した技能実習生に対して、帰国後の就職状況や職位の変化、 日本で修得した技術・技能・知識の活用状況などについて調査を実施したものです。平 成30年度の調査対象者は、2号の技能実習を修了した技能実習生のうち、平成30年8月 から11月までの間に自国(中国、ベトナム、インドネシア、フィリピン及びタイ)に帰 国(予定を含む)した19,468人で、うち5,257人の有効回答がありました。
- 2 帰国後技能実習生に対する支援実態等調査(監理団体等対象のアンケート調査) 技能実習生を受け入れている監理団体及び企業単独型実習実施者(以下「監理団体 等」という。)に対して、平成29年度に帰国した技能実習生の就職、技能移転に係る支 援のほか、技能実習中の技能実習生の技能等の修得状況などについて調査を実施したも のです。監理団体等2,072のうち1,545の有効回答がありました。

【調査結果のポイント】

帰国後技能実習生フォローアップ調査

- ・ 技能実習期間を通じて学んだことが「役に立った」と回答した人は98.2%となっている。
- ・ 役に立った具体的な内容は、「修得した技能」が75.3%と最も高く、「日本での生活経験」が68.5%、「日本語能力の修得」が68.3%と続く。
- ・ 帰国後の就職状況について「雇用されて働いている(22.2%)」、「雇用されて働くことが決まっている(9.1%)」または「起業している(15.0%)」と回答した人

が合計で46.2%となっている。

・ 従事する仕事の内容は、「実習と同じ仕事(48.2%)」または「実習と同種の仕事(19.8%)」と回答した人が合計で68.0%となっている。

別添1 帰国後技能実習生のフォローアップ調査(概要)

帰国後技能実習生に対する支援実態等調査

- ・ 帰国後の就職状況について「雇用されて働いている(44.5%)」、「雇用されて働くことが決まっている(5.8%)」または「起業している(5.5%)」と回答した合計が55.9%となっている。
- ・ 従事する仕事の内容は、「実習と同じ仕事(39.6%)」または「実習と同種の仕事(20.4%)」と回答した合計が60.0%となっている。
- ・ 帰国した技能実習生が就職するために「支援を行った」と回答した監理団体等は5 1.2%となっている。
- ・ 帰国した技能実習生への技能移転を進めるための措置を「執っている」と回答した 監理団体等は37.0%となっている。
- ・ 現在、在留する技能実習生の技能実習が「計画どおりに進んでいる」と回答した監理団体等が94.4%となっている。

別添 2 帰国後技能実習生に対する支援実態等調査(概要)

【照会先】総務部企画・広報課

担当者:林、山本、立崎

平成30年度「帰国後技能実習生フォローアップ調査」(概要)(別添1)

1. 調査趣旨

本調査は、技能実習を修了し帰国した技能実習生について、帰国後の就職状況、職位の変化、日本で修得した技術・技能・知識の活用状況などを把握することにより、技能実習生の帰国後の実態を明らかにし、技能実習制度の適正・円滑な運用を図るための基礎資料とすることを目的とする。

2. 調査対象

技能実習2号を修了した技能実習生のうち、平成30年8月から11月までの間に帰国(予定を含む)した19,468人(中国、ベトナム、インドネシア、フィリピン及びタイ)

3. 調査方法

- (1)調査対象者の所属する監理団体及び企業単独型実習実施者に対し、対象人数分の母国語調査票を送付、 本人への配付を依頼
- (2)調査対象者は帰国後調査票に回答し、母国から郵送にて外国人技能実習機構調査事務局に調査票を返送
- (3)回答は無記名、多肢選択方式(一部自由記述欄あり)

4. 有効回答数 • 回収率

調査対象数	有効回答数	回収率
19,468	5,257	27.0%

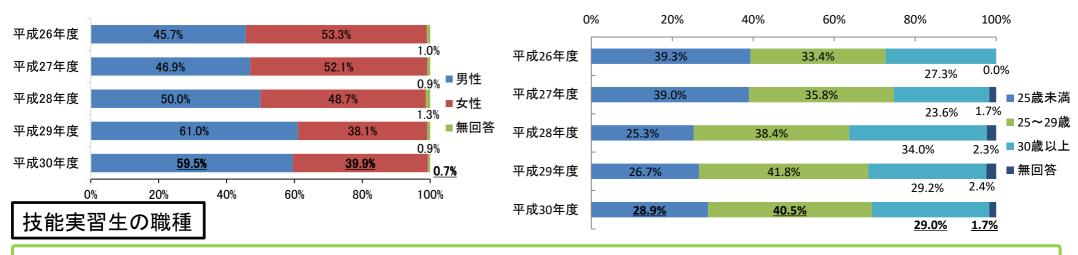
有効回答者の内訳

技能実習生の性別

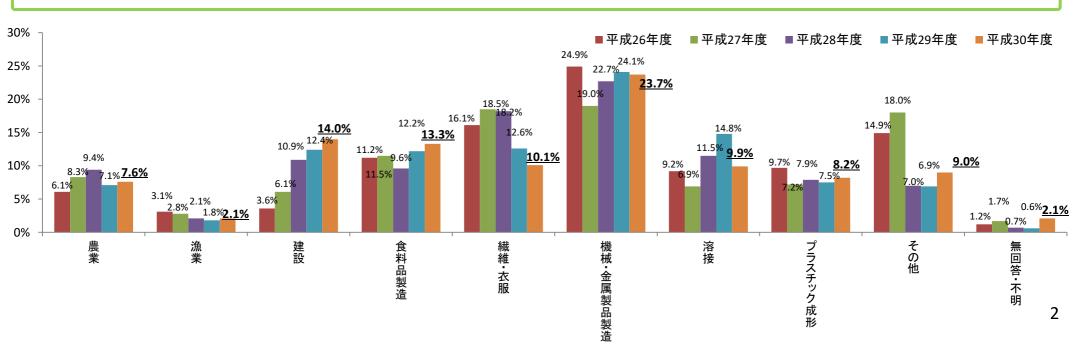
技能実習生の年齢

「男性」が59.5%、「女性」が39.9%を占めている。

30歳未満が69.3%を占めている。



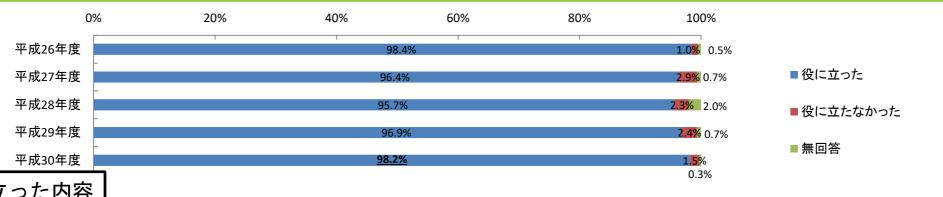
「機械・金属製品製造(23.7%)」、「建設(14.0%)」、「食料品製造(13.3%)」の順で多くなっている。



技能実習の効果

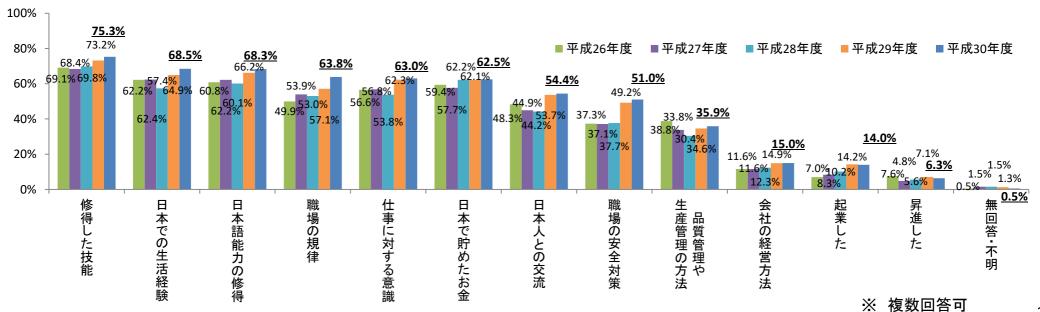
技能実習の効果

技能実習期間を通じて学んだことが「役に立った」と回答した人は98.2%となっている。



役に立った内容

役に立った具体的な内容は、「修得した技能」が75.3%と最も高く、「日本での生活経験」が68.5%、「日本語能力の修得」が68.3%と続く。

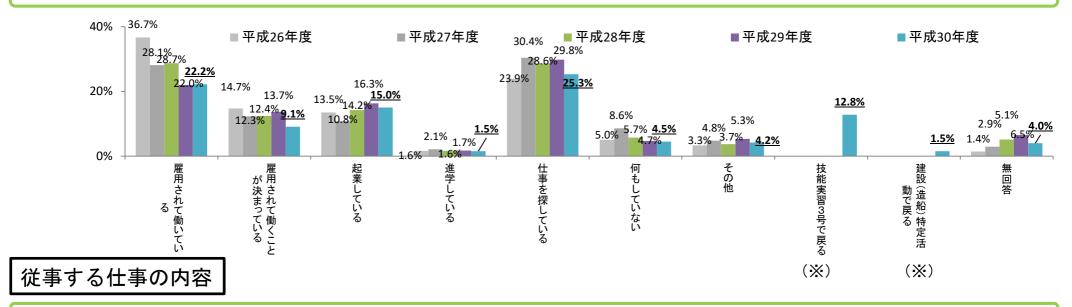


帰国後の就職状況

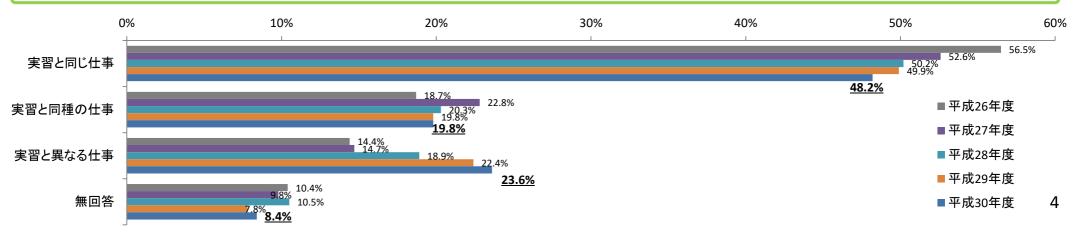
帰国後の就職状況

※「技能実習3号で戻る」及び「建設(造船)特定活動で戻る」は平成30年度から選択肢に追加。 建設(造船)特定活動とは、建設(造船)分野の外国人材受入れのための緊急かつ時限的措置に係る在留資格。

帰国後の就職状況について「雇用されて働いている(22.2%)」、「雇用されて働くことが決まっている(9.1%)」または「起業している (15.0%)」と回答した人は46.2%となっている。また、帰国後「仕事を探している」と回答した人は25.3%となっている。なお、職種別の状況はP9のとおりである。



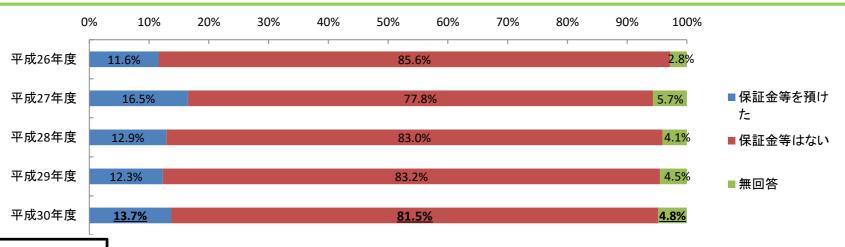
「雇用されて働いている」、「雇用されて働くことが決まっている」または「起業している」と回答した者のうち、従事する仕事の内容が「実習と同じ仕事(48.2%)」または「実習と同種の仕事(19.8%)」と回答した人は68.0%となっている。



保証金の有無等

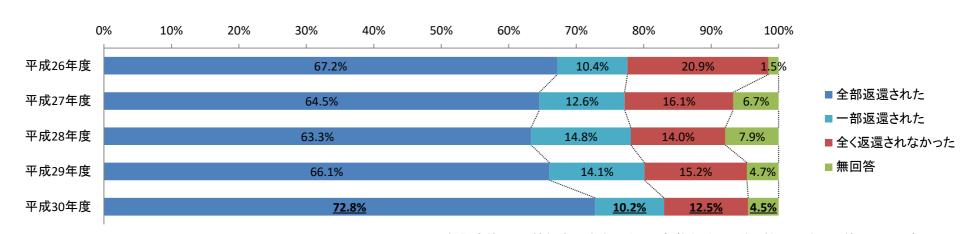
保証金等の有無

「保証金等はない」と回答した人は81.5%となっている。



保証金等の返還の有無

「保証金等を預けた」回答者に対し、返還状況について尋ねたところ、「全部返還された」と回答した人は72.8%となっている。

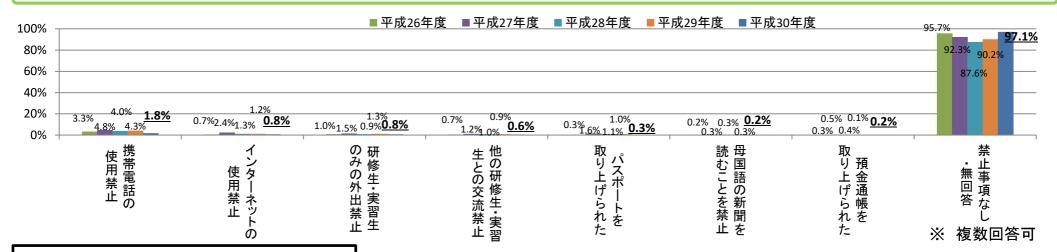


※保証金等とは、技能実習生本人または親族などから送出機関や監理団体に預ける金品、不動産などを指し、実習生本人が失踪した場合等にそれら機関に対する保障に充てられるもの。 なお、日本への渡航費用などの工面のために行う借金のことではない。

在留中の問題の有無

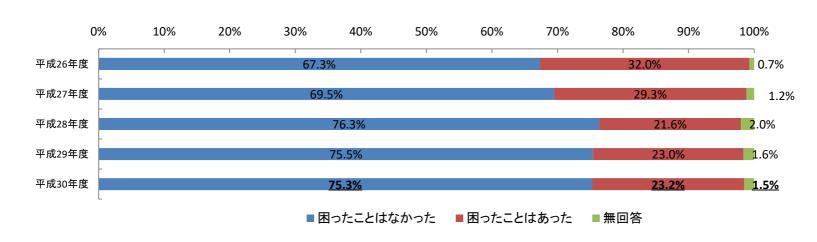
実習期間(在留)中の禁止事項

「禁止事項がなかった」との回答(無回答を含む)は97.1%となっている。禁止事項の内容は、「携帯電話の使用禁止」が1.8%で最も多い。

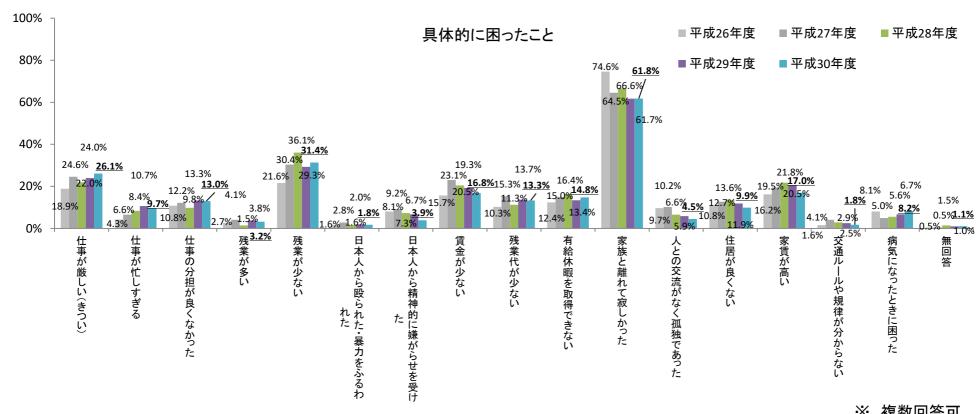


実習期間(在留)中に困ったこと

日本在留中にコミュニケーション以外で困ったことがあったかどうかを尋ねたところ、「困ったことはなかった」と回答した人は75.3%となっている。「困ったことはあった」と回答した人の具体的な内容は、「家族と離れて寂しかった」が61.8%で最も多い。



在留中の問題



※ 複数回答可

自由記述欄(その他の意見)

有効回答した5,257人のうち、783人から意見があった。上記以外の意見の例は以下のとおり。

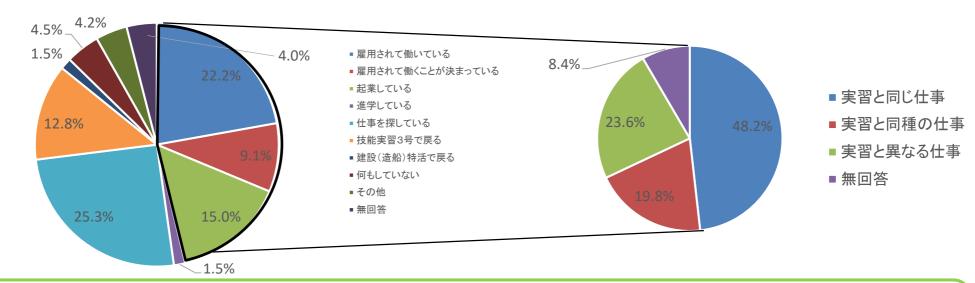
- ・技能実習の機会にとても感謝している。
- また日本で働きたい。
- ・日本は非常に規律正しく快適な国だが、就業中の礼拝への寛容さを得ることが難しい。
- ・技能実習生が日本語習得にもっと力を入れられるようにしてほしい。
- ・日本での生活についての説明がもっと頻繁にあるべき。
- ・実習生のイベントをもっと多く実施してほしい。
- ・日本に到着して間もない時期には、電話、インターネット等に関するサポートがあったほうが良い。
- ・今後、母国の企業でも労働安全面が日本の企業と同等の水準になることを期待する。
- ・社会保険料等の出費が多すぎる。

帰国後の就職状況(全体)

帰国後の就職状況

帰国後の就職状況について、「雇用されて働いている(22.2%)」「雇用されて働くことが決まっている(9.1%)」または「起業している(15.0%)」と回答した人は、46.2%となっている。

また、「雇用されて働いている」、「雇用されて働くことが決まっている」または「起業している」と回答した者のうち、従事する仕事の内容が「実習と同じ仕事(48.2%)」または「実習と同種の仕事(19.8%)」と回答した人が68.0%となっている。



	平成30年度(平	² 成29年度)		平成30年度((平成29年度)
雇用されて働いている	22.2%	(22.0%)	実習と同じ仕事	48.2%	(49.9%)
雇用されて働くことが決まっている	9.1%	(13.7%)	実習と同種の仕事	19.8%	(19.8%)
起業している 上記3つの合計(※1)	15.0% 46.2% (5 2	(16.3%) 2 .0%)	上記2つの合計(※1)	, -	(69.7%)
エ記300日前(※17 進学している	1.5%	(1.7%)	実習と異なる仕事	23.6%	(22.4%)
仕事を探している	25.3%	(29.8%)			
技能実習3号で戻る(※2)	12.8%	()	無回答	8.4%	(7.8%)
建設(造船)特定活動で戻る(※2)	1.5%	(—)	(※1) 四捨五入の関係で値が完全に一 (※2) 「技能実習3号で戻る」及び「建設		Z 기숙포 라ao左 帝 사
何もしていない	4.5%	(4.7%)	(然2)「技能美育3号で戻る」及び「建設 ら選択肢に追加。	(逗加) 特定活動で戻る	る]]よ干队30平及か
その他	4.2%	(5.3%)	建設(造船)特定活動とは、建設(受入れのための緊
無回答	4.0%	(6.5%)	急かつ時限的措置に係る在留資格	o	

帰国後の就職状況(職種別)

_										
		農業	漁業	建設	食料品製造	繊維·衣服 (縫製)	機械• 金属製品製造	溶接	プラスチック 成形(強化プラス チック成形含む)	その他
		平成30年度	平成30年度	平成30年度	平成30年度	平成30年度	平成30年度	平成30年度	平成30年度	平成30年度
		(平成29年度)	(平成29年度)	(平成29年度)		(平成29年度)	(平成29年度)		(平成29年度)	(平成29年度)
	三田さん て掛いていて	22.5%	27.3%	13.0%	23.7%	38.7%	20.2%	19.2%	27.7%	19.5%
	雇用されて働いている	(18.8%)	(22.1%)	(13.9%)	(28.9%)	(38.7%)	(18.0%)	(14.9%)	(29.4%)	(19.7%)
	雇用されて働くことが	7.8%	6.4%	6.9%	7.6%	13.7%	9.6%	10.2%	7.4%	9.7%
	決まっている	(9.7%)	(7.4%)	(12.2%)	(10.4%)	(16.0%)	(15.8%)	(14.4%)	(15.5%)	(12.1%)
	お光している	18.3%	13.6%	17.4%	12.4%	13.0%	14.6%	16.3%	12.3%	15.6%
	起業している	(21.1%)	(14.7%)	(23.7%)	(18.6%)	(10.2%)	(14.6%)	(17.8%)	(11.7%)	(14.0%)
	上記3つの合計(※1)	48.5%	47.3%	37.4%	43.8%	65.4%	44.4%	45.7%	47.4%	44.8%
	工記37の日前(次1)	(49.6%)	(44.2%)	(49.8%)	(57.9%)	(64.9%)	(48.4%)	(47.0%)	(56.6%)	(45.8%)
	進学している	1.8%	2.7%	1.2%	1.7%	0.6%	1.7%	1.2%	1.4%	1.7%
	進手している	(0.8%)	(1.1%)	(2.1%)	(1.4%)	(0.6%)	(2.2%)	(2.0%)	(0.7%)	(2.7%)
一の	仕事を探している	24.5%	20.0%	22.6%	23.2%	15.2%	30.2%	26.5%	27.9%	28.5%
就	仕事を採じている	(31.1%)	(32.6%)	(29.8%)	(27.3%)	(21.3%)	(31.8%)	(31.9%)	(29.4%)	(36.9%)
▋職	技能実習3号で戻る(※2)	9.3%	18.2%	18.8%	12.7%	10.9%	12.7%	11.9%	12.6%	9.5%
沿		(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
,,,,	建設(造船)特定活動	0.3%	0.9%	6.8%	0.0%	0.0%	0.3%	4.0%	0.0%	0.2%
	で戻る(※2)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
	何もしていない	8.0%	4.5%	3.5%	5.6%	4.3%	4.1%	2.9%	4.4%	5.3%
		(5.7%)	(13.7%)	(3.5%)	(3.5%)	(7.3%)	(5.3%)	(2.8%)	(3.0%)	(5.1%)
	その他	5.5%	1.8%	5.4%	4.1%	2.6%	4.3%	3.5%	3.7%	5.3%
		(8.1%)	(4.2%)	(7.9%)	(5.0%)	(3.1%)	(5.6%)	(5.0%)	(3.0%)	(4.9%)
	無回答	2.3%	4.5%	4.3%	8.9%	0.9%	2.3%	4.4%	2.6%	4.7%
		(4.7%)	(4.2%)	(6.9%)	(4.9%)	(2.8%)	(6.7%)	(11.2%)	(7.2%)	(4.6%)
	実習と同じ仕事	47.4%	42.3%	37.5%	41.5%	65.8%	48.4%	50.0%	51.5%	41.5%
仕	X a c in o t +	(42.1%)	(38.1%)	(40.3%)	(42.2%)	(72.6%)	(45.8%)	(46.4%)	(55.5%)	(55.9%)
仕事の	実習と同種の仕事	21.6%	34.6%	17.8%	25.5%	20.4%	16.1%	23.1%	13.2%	18.9%
၂ တို့	久日に同様の位す	(19.5%)	(33.3%)	(19.4%)	(28.8%)	(11.2%)	(21.6%)	(20.4%)	(16.7%)	(14.7%)
内容	上記2つの合計(※1)	69.1%	76.9%	55.3%	67.0%	86.2%	64.4%	73.1%	64.7%	60.4%
.0		(61.6%)	(71.4%)	(59.7%)	(71.0%)	(83.8%)	(67.4%)	(66.8%)	(72.2%)	(70.6%)
	実習と異なる仕事	24.7%	17.3%	33.8%	25.2%	8.6%	25.8%	21.8%	27.9%	25.9%
	77 I - 27 5 5 II - 7	(32.1%)	(21.4%)	(29.1%)	(23.0%)	(9.8%)	(24.2%)	(24.4%)	(21.6%)	(21.2%)
	無回答	6.2%	5.8%	10.9%	7.8%	5.2%	9.7%	5.0%	7.4%	13.7%
	/IN [1]	(6.3%)	(7.1%)	(11.2%)	(6.1%)	(6.4%)	(8.5%)	(8.8%)	(6.2%)	(8.2%)

^(※1)四捨五入の関係で値が完全に一致しない場合がある。

^{(※2)「}技能実習3号で戻る」及び「建設(造船)特定活動で戻る」は平成30年度から選択肢に追加。建設(造船)特定活動とは、建設(造船)分野の外国人材受入れのための緊急かつ時限的措置に係る在留資格。

平成30年度「帰国後技能実習生に対する支援実態等調査」(概要) (別添2)

1. 調査趣旨

本調査は、技能実習生を受け入れている監理団体及び企業単独型実習実施者(以下「監理団体等」という。)について、平成29年度に帰国した技能実習生(以下「元実習生」という。)への帰国後の就職状況、就職支援・技能移転に係る支援の実態や技能実習期間中の技能等の修得等の実態を明らかにすることを目的とする。

2. 調査対象

元実習生を受け入れていた監理団体等

3. 調査方法

- (1)技能実習生を受け入れている監理団体等に対し、調査票を送付
- (2)調査対象者は調査票に回答し、外国人技能実習機構調査事務局に調査票を返送
- (3) 多肢選択方式及び自由記載

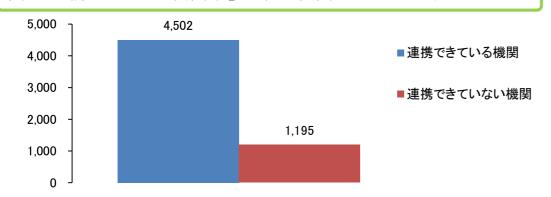
4. 有効回答数・回収率

調査対象数	有効回答数	回収率
2,072	1,545	74.6%

元実習生の帰国後の送出機関との連携状況

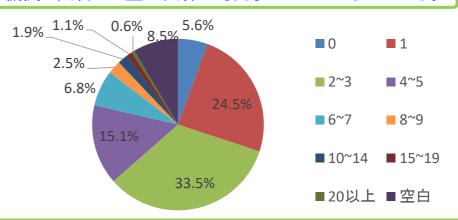
送出機関との連携状況

元実習生の帰国後の状況の把握等について、監理団体が送出機関と「連携できている機関数」は4,502機関となっている。



連携できている送出機関の状況

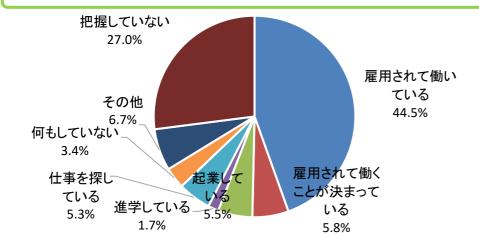
監理団体が連携できている送出機関の数について、2~3 の機関と回答した監理団体が最も多く33.5%となっている。



元実習生の帰国後の就職状況

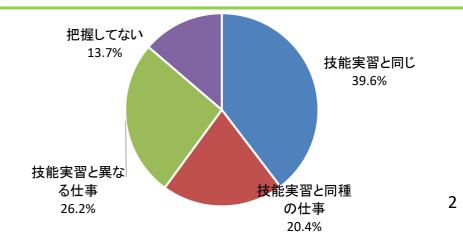
元実習生の帰国後の就職状況

元実習生の帰国後の就職状況について、「雇用されて働いている (44.5%)」、「雇用されて働くことが決まっている(5.8%)」または 「起業している(5.5%)」と回答した合計が55.9%となっている。



帰国後の仕事内容

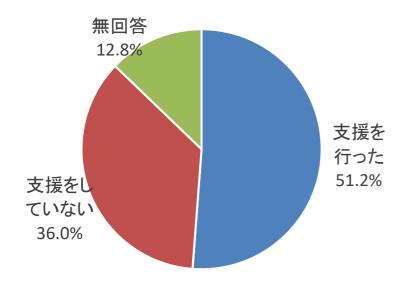
元実習生の従事する仕事の内容が、「技能実習と同じ仕事(39.6%)」または「技能実習と同種の仕事(20.4%)」と回答した合計は60.0%となっている。



元実習生への帰国後の支援状況

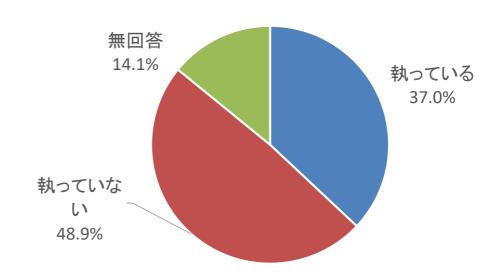
元実習生への就職のための支援状況

元実習生が就職するために「支援を行った」と回答した監理団体等が51.2%となっている。



元実習生への技能移転を進めるための措置状況

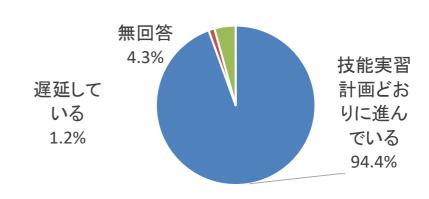
元実習生への技能移転を進めるための措置を「執っている」と回答した監理団体等が37.0%となっている。



実習中の技能実習の進捗状況

実習生の技能実習の進捗状況について

現在、在留する実習生について、「技能実習計画どおりに進んでいる」と回答した監理団体等が94.4%となっている。



帰国後技能実習生のフォローアップ・アフターケア等に関する取組事例

平成30年度 調查結果

外国人技能実習機構

岐阜県 C點理団体

【監理団体概要】

実習生の国籍・人数:ベトナム58名、中国16名

実習生の職種:機械・金属製品製造、食料品製造、繊維・衣服、農業、塗装、介護

【ポイント】✓修得した技能等を活用し、本国で起業

✔海外進出の際、技能や経験を身につけた元実習生を幹部登用



M社ベトナム工場

写真②

写真①

帰国後の起業につながった事例

マネージャーとして活躍する元実習生(手前左)

平成20年に傘下実習実施者のS社で受け入れた中国人元実習生は、技能実習を通じて機械加工の技能を修得し、帰国後は、同業種の企業に就職した。 就職先において、日本での経験や修得した技能を基に、機械部品や金型部品の研究に勤しんだ。

その結果、平成28年に中国で工業関係の会社を設立するに至り、加工機、マシニングセンター、NC旋盤の最新設備を日系企業等に提供する業務を行っ ており、S社とも取引を行ったこともある。調査時(平成30年)では、35名の社員を雇用するまでに成長している。

S社においては、企業の基本方針として「人づくり」の重要性を掲げており、さらに企業理念では、「モノ(製品)を作るのは人であり、人の向上こそがモノ(製 品)の向上、さらには社員の生活向上、社会の発展貢献へと繋がる」と謳っている。この事例においては、中国人元実習生が、実習先で修得した個々の技能 を活用したのみならず、同社が日本で実践してきた「人づくり」の精神を母国で活かし、企業経営に成功したものといえる。

海外進出時における幹部人材への登用となった事例

傘下実習実施者のM社では、ベトナム人実習生を受け入れ、塗装職種の実習を行っており、実習生たちは、塗装の実習を通じ、環境保全・品質確保を目指 したマネジメントプログラムの業務経験も積み重ねている。

同社が平成30年にベトナムに工場を開設した際、帰国した元実習生を幹部人材として採用し、彼らは工場立ち上げに尽力した。その後、工場が本稼働し、 元実習生は現地採用職員の指導的役割を担っている(写真①、②)。

元実習生のうち1名は、日本に戻り、3号実習生としてM社で実習を行っており、さらなる技能の熟達に励んでいる。

帰国後技能実習生のフォローアップ・アフターケア等に関する取組事例

2

平成30年度調査結果

外国人技能実習機構

三重県 A 監理団体

モンゴルの

キャベツ畑

【監理団体概要】

実習生の国籍・人数:ベトナム60名、中国24名、インドネシア3名、タイ10名、

モンゴル45名

実習生の職種:農業、機械・金属製品製造、ビルクリーニング

モンゴル人元技能実習生(農業)の事例

【ポイント】✓修得技能等を活かして母国で活躍

✔帰国後の継続的な交流、送出サポート

日本で修得した技能を活用して野菜栽培





モンゴルの ジャガイモ畑

修得した技能を活かした帰国後の開拓と営農

モンゴルでは肉食主体のため、政府が菜食を推奨しているが、野菜のほとんどを中国、韓国、ロシアから輸入しているため、高価なものとなっている。そのため、政府は自国で野菜栽培を行うことを奨励している。

傘下の実習実施者で受け入れた実習生は、モンゴルでも栽培が可能なキャベツ、ジャガイモ等の露地野菜の栽培技能を修得し、帰国後は、5へクタールの土地を所有し、キャベツとジャガイモの栽培を行っている(写真①、②)。

モンゴルでは、冬期は寒さが厳しく野菜が育たないため、夏期のみの栽培に限られるが、2、3年ほどかけて土地を開拓し、現在は安定的な収穫を得ている。

SNSを通じた実習後の交流

モンゴルへの帰国前に、監理団体職員と実習生の間でSNSのアドレスを交換し、連絡を取り合っている。元実習生から監理団体担当者に「実習場所(畑)の現在の様子を見せて。」といったリクエストがあったり、帰国後の連絡では聞き足りなかった技術を学ぶために、短期間、再来日する元実習生もいる。

日本とモンゴルの架け橋となるために

元実習生は、冬期の間は技能実習の送出機関の事務所で働いており、技能実習を通じ日本とモンゴルの架け橋的な存在になりたいという思いで、実習生送り出しのサポートを行ったり、技能実習希望者の相談に乗っている。

帰国後技能実習生のフォローアップ・アフターケア等に関する取組事例

平成30年度 調査結果

外国人技能実習機構

大阪府 B點理団体

【監理団体概要】

実習生の国籍・人数:ベトナム10名、中国33名 実習牛の職種:機械・金属製品製造、建設、溶接

- 【ポイント】 ✔帰国後もSNSで交流を重ね、技能実習3号としての再来日を橋渡し
 - ✔修得した溶接の技能を活かし、本国で起業

SNSでの継続的交流を通じ、3号で再来日した事例

監理団体では、帰国後の元実習生がSNSに投稿した近況などにコメントをする、SNSを通じて連絡があった場 合はすぐに回答するなどして交流を重ねている。元実習生からの連絡で多いのは、「技能実習3号で日本に戻り たいという」要望で、監理団体では、このような要望を受けた場合、元実習先や送出機関と連絡調整しながら、受 入れ手続に尽力している。これまでに3名の元実習生が3号で再来日し、元の実習実施者で実習を行っている。3 号実習生は実習先で1号、2号実習生の良き手本として、技能や日本語の指導をしている。



写真①

修得した溶接の技能を活かし、本国で起業

帰国後の起業、さらなる技能修得のため3号で再来日を予定

傘下実習実施者のI社で受け入れたベトナム人実習生は、3年間の実習で溶 接の技能を修得し、平成30年に帰国した。帰国後、再就職を検討していたが、 日本で修得した溶接の技能を活かして起業をしたいと考え、翌年にハノイ周辺 で自宅を改装し会社を立ち上げた。現在では、近隣の機械メーカーから依頼さ れた溶接作業を行っている(写真①、②、③)。

今後立ち上げた会社の事業展開のため、さらなる技能修得を目指して3号で の再入国を希望しており、監理団体としては、以前の実習実施者に連絡を取り、 橋渡しをする予定である。



写真②



写真③

技能実習期間中の課外活動に関する取組事例 ①

平成30年度調査結果

外国人技能実習機構

東京都 A 監理団体

【監理団体概要】

実習生の国籍・人数:ベトナム4名、モンゴル6名、ミャンマー10名

実習生の職種:建設、繊維・衣服、溶接

【ポイント】

- ✓地元のマラソン大会へボランティアとして参加することにより、地域に貢献する とともに、地域の一員として活動できたことで、日々の実習にも意欲が高まった
- ✓地元の様々な文化体験を通じ、方言を話すようになるなど地元に馴染むようになり、実習実施者の社員とも良好な信頼関係が築けた

地元のマラソン大会へボランティアスタッフとして参加し、地域へ貢献

給水スタッフとして参加



写真①

「なまはげ変身」体験



写真③

竿燈祭り参加



傘下実習実施者のS社は地域への貢献を大切にしており、毎年、地元のマラソン大会に、社員有志がボランティアスタッフとして参加している。 ベトナム人実習生も大会サポートユニフォームを着用し、給水スタッフとして大会運営をサポートした(写真①)。

実習生からは、「雨の降る中でのボランティア活動だったが、楽しかった。次回からはランナーとして参加したい。」との前向きな発言もあった。 実習生たちは、自分たちの実習実施者が地域に根ざした企業であることを理解し、自分たちも地域の一員として活動できたことで、日々の実習への意欲も 高まった。

実習実施者の社員とともに地元の様々な文化イベントをすることにより、良好な関係を構築

秋田県の傘下実習実施者のF社は地元の様々な文化イベントを行っている。

平成29年3月入国のベトナム人実習生3名は当該企業に配属になった後、社員2,3名と共に、地元の文化紹介施設での「なまはげ変身」体験をしたり、竿灯祭りや地域の町内会主催の寿司作り体験に参加した(写真②③④)。

これらの体験等を通じ、実習生たちは地元の男鹿方言を話すようになるなど地元に馴染むようになり、また、こうした取組により、社員と実習生の関係がとても良くなり職場での信頼関係も構築された。





写真4

技能実習期間中の課外活動に関する取組事例 ②

平成30年度 調査結果

外国人技能実習機構

富山県 H監理団体

【監理団体概要】

実習生の国籍・人数:ベトナム35名、中国30名

実習生の職種:食料品製造

【ポイント】 ✓ 地元の祭りへの参加を通じて、市民と交流することで、お互いを知る機会となっているほか、 実習生の自発的活動の場にもなっている。

✔入国後講習で仲良くなった実習生が実習期間中のバス旅行で再会し、旧交を温めるとともに、 今後の実習への活力となっている。

実習生の屋台と調理した春巻





写真①

写真②

観光協会主催の祭りへの出店を通じ、地域交流をするとともに、達成感を得られた

富山県滑川市観光協会主催の「ベトナム・ランタンまつりinなめりかわ」は、ベトナムの古都ホイアンで行われるランタン祭りを参考にしたイベントで、毎年夏に開催されている。祭りには地元のグルメやベトナム料理の屋台などが並び、ベトナム民族音楽のコンサート、民族衣装の試着体験なども行われている。平成29年から、ベトナム人実習生の希望で祭りに参加することになった。祭りにはベトナム春巻き屋台を出店することになったが、監理団体のスタッフ、傘下企業のサポートのもと、実習生が主体となって計画を立て、メニューや仕入れの量などを決めた(写真①、②)。平成29年、30年は、各年10名の実習生が屋台の運営に参加したが、参加希望者が多く順番待ちとなっている。

実習生が祭りに参加することによって、地域住民はベトナム料理を楽しめるだけでなく、実習生との交流も生まれるなど、実習生のことを知るよい機会となっている。また、実習生も地元に対する愛着心が生まれる上、自分たちで屋台を運営したという自信や達成感により、技能実習の意欲向上にもつながっている。

日帰りバス旅行での再会、実習意欲向上へ

実習期間中に1回、観光バスをチャーターして日帰り旅行を実施している。参加費は、監理団体と傘下企業の共済金により賄っている。 入国後の講習期間中に仲良くなった実習生たちは、バス旅行で久し振りに再会し、旧交を温めるとともに、お互い、今後の実習を頑張っていこうという意識を 共有する機会となっている。

技能実習期間中の課外活動に関する取組事例 ③

外国人技能実習機構

愛媛県 C監理団体

【監理団体概要】

実習生の国籍・人数:ベトナム110名、中国92名、タイ3名、ミャンマー15名 実習生の職種:食料品製造、農業

【ポイント】

- ✓実習生が来日して最初に取り組むべきことを「日本語の習得」とし、実習生 自らが日本語学習に取り組めるよう、積極的にサポート
- ✓実習生と実習実施者との交流会を開催することにより、職場ではなかなか 話せない家族の話などもでき、お互いの距離が縮まり信頼感が増した

	/ WARRLTON.	HARLE	門単直にでや	通用集种
1	2 SERMEL CYOLL	SHALL	領事機してや	特殊基础了
1	3 風味がからてずかい	MSATIELY	無額引きにてよ	MANAGE STATE OF THE SECOND STATE OF THE SECOND SECO
f	★ トレーを申請して下さい。	トレー単独して	トレー手頭してや	UEVER NO PECKE
ľ	この別を使って下さい	この頃を使うて		(市住宅は4年年)
1	OOMHOTTOU.	Tellinoo.	OOSESPATA	選挙-〒00年
6	Ou~Oaの数据でおって下さい。	Os~Osthot	Oz-Oz Titol	BOOK DORMERAN F
ī	COMARTYAL	OOMART	のの様人れてや	#BADO1
	袋に製品をひ替入れて下かい。	SHABOIR	BEOMANGAT	数于有被收入知用〇〇十
**	この何の報品を無限に入れて下さい。	この利の産業銀に入れて	この河のを集積に入れてや	EL PERMILE MONTH MICHAEL MICHAEL
**	この製品を特に入れ渡してください。	CHEANALT	これを入れ由してや	成十四四國東南部入聯中
17	COMMSCOURCETON.	Enecciance	これをここに誰んでや	UNICOLO MEDICOL
13	MARROUS MINERAL TESTS	製品を楽したらいけんよ	MAMONAT	MILE, THE MILES
14	異味根照を確認して下さい。	異味が用を可能して	異味知識を確認してと	OF 4th U. WE'VE REISE
N	※排に製品を入れて下さい。	無面に製品を入れて	兵器に製品入れてや	研究就是最大条件
я	製品を選手で辿ってはダメです。	来手で触ったらいけんよ	素子で触られる	THURTHMAN
ij.	近い物や短い物は除去して下さい。	長い物や短い物はのけて	長い他や短い物はのけてや	SANSE EL SE STEPS SELECT

写真①

母国語訳のみならず、地元の方言による言い回しも併記した単語帳



写直②

交流会で実習指導員とも打ち解けられ、実習でも良い効果が。

日本語能力検定受検の奨励、実習で使う日本語文例集の配布などにより日本語学習をサポート

年2回の受検に向けて、監理団体から実習生に対し母国語で案内文を送付し、受検申込のサポートをしている。また、監理団体で検定の問題集を購入して配布するほか、プラスアルファの教材として、実習生の母国の日本語教材を購入し、本人のレベルに合わせて配布している。さらに、実習で使う日本語は実習実施者によって異なるため、監理団体が実習実施者ごとに文例集を作り、それには母国語の翻訳のみならず、地元の方言の言い回しも載せ、実習生に配布し、スムーズに実習が行えるようサポートしている(写真①)。

実習生の発案による交流会の開催で親睦を深めることにより、職場においてもお互いの信頼が増す

料理を前に挨拶

ベトナム人実習生が、実習実施者に対する日頃の感謝を込めて、母国の料理を作り交流会を開催したいと発案し、監理団体職員も準備や通訳などでサポートし実施にこぎつけた。

実習実施者の専務が料理の味を褒めると、実習生はとても喜び、母国の文化に誇りを持つことができた(写真③)。

また、交流会に参加した実習生からは、実習指導員との親睦を深めることができ信頼感が増した、互いの文化を知る良い機会となったなどの感想があった(写真②)。

このように交流会の開催により、社員と実習生の親睦を図ることができ、互いの文化を知る機会にもなっている上、職場での雰囲気が良くなるなどの効果も出ていることから、平成30年に始まった交流会を今後も続けていこうと考えている。



写真③

別紙 2 (業務統計)

日本語 English 中文 Tiếng Việt Tagalog Bahasa Indonesia ภาษาไทย ភាសាខ្មែរ မြန်မာဘာသာ Монголхэл

OTIT 外国人技能実習機構

Organization for Technical Intern Training

技能実習制度による人材育成を通じた 国際協力を推進します

制度のあらまし
監理団体の皆様へ

実習実施者の皆様へ

ぎのうじっしゅうせい のみなさまへ 技能実習生の皆様へ 外国人技能実習 機構について

お問い合わせ先の ご案内

<u>HOME</u> > 調査・統計 > 統計 > H29・30

統計

H29 · 30

H29 · 30

調査・統計 概要

平成29年度業務統計

平成30年度業務統計

Summary

FY2017 Statistics
FY2018 Statistics

法人番号 5010405015455 認可法人 外国人技能実習機構

本部 〒108-0022 東京都港区海岸3-9-15 LOOP-x3階

※電話番号については、所在地・連絡先のページをご覧ください。

平成 29 年度 · 平成 30 年度外国人技能実習機構業務統計 概要

【業務統計表作成に当たって】

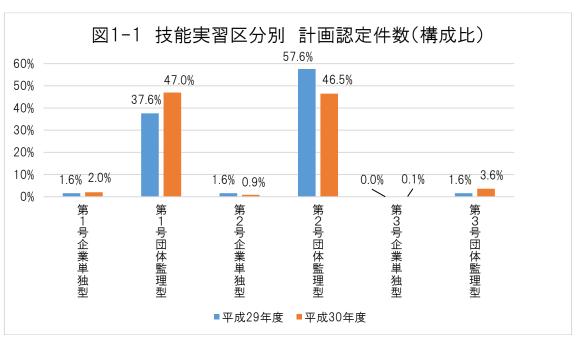
- ・本業務統計は、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(以下「技能実習法」という。)が施行された日(平成29年11月1日)から平成31年3月31日までの外国人技能実習機構の業務の状況を年度別に集計したものである。
- ・ 本概要においては、平成30年度業務統計を中心に記載しているが、適宜、平成29年度業務 統計についても記載している。なお、平成29年度業務統計は5か月間の集計であることに留意 が必要である。
- ・ (1-1) 等の表記は関連する別添の業務統計個表の番号を指し、【図 1-1】【表-1】等は本概要に掲載している図又は表の番号を指している。

第1 技能実習計画の認定

1 技能実習区分別技能実習計画認定件数(1-1)【図 1-1】

平成 30 年度に認定を受けた技能実習計画件数は 389,321 件(平成 29 年度: 63,627 件。 以下、平成 29 年度の数値を()内に記載。)であった。

技能実習区分別にその構成をみると、最も多いのが第1号団体監理型技能実習で47.0%(37.6%)、次いで第2号団体監理型技能実習で46.5%(57.6%)となっている。

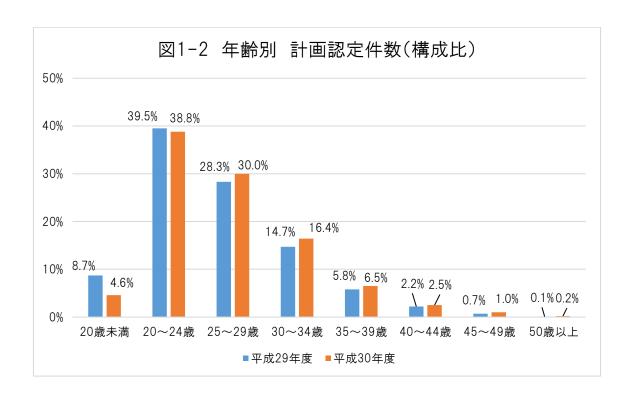


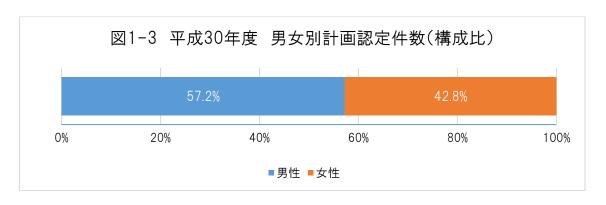
(参考) 令和元年7月末までに認定を受けた技能実習計画の総数は568,845件である。

2 年齡·男女別技能実習計画認定件数(1-2)【図 1-2】【図 1-3】

技能実習生の年齢別(男女計)に構成をみると、20~24 歳の範囲が最も多く 38.8% (39.5%)、次いで 25~29 歳が 30.0% (28.3%)、30~34 歳が 16.4% (14.7%) となっている。

また、男女別では、男性が 57.2%、女性が 42.8%となっている。

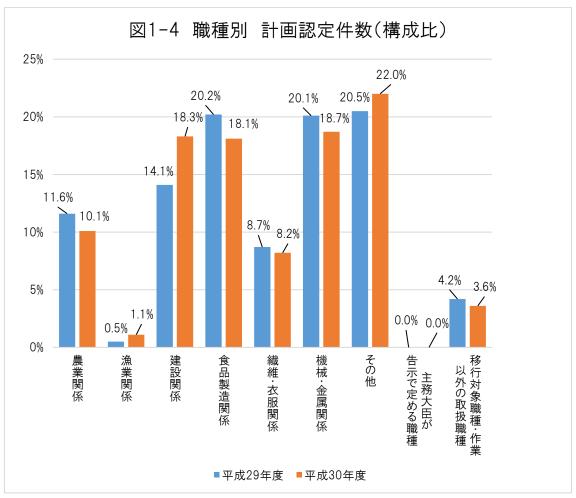




3 職種別技能実習計画認定件数(1-4)【図 1-4】

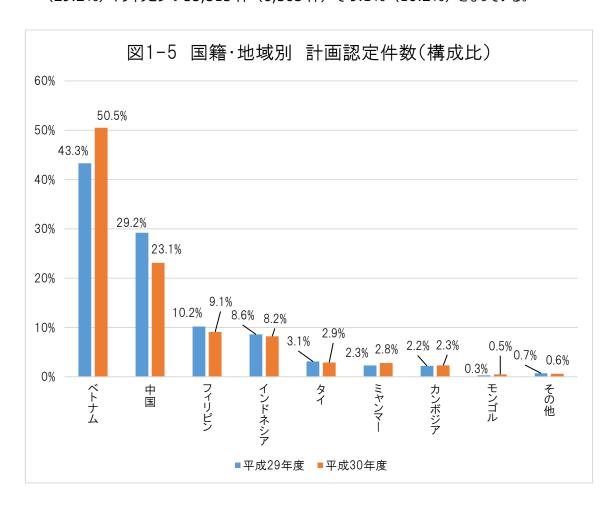
職種別にみると、移行対象職種・作業(第2号技能実習又は第3号技能実習の実施が可能な職種・作業をいう。以下同じ。)別の構成では、職種全体のうち、その他(※1)が最も多く22.0%(20.5%)、次いで機械・金属関係の職種が18.7%(20.1%)、建設関係の職種が18.3%(14.1%)、食品製造関係の職種が18.1%(20.2%)となっている。

また、移行対象職種・作業以外の取扱職種による技能実習計画の認定を受けた件数の割合は、全体の3.6%(4.2%)となっている。

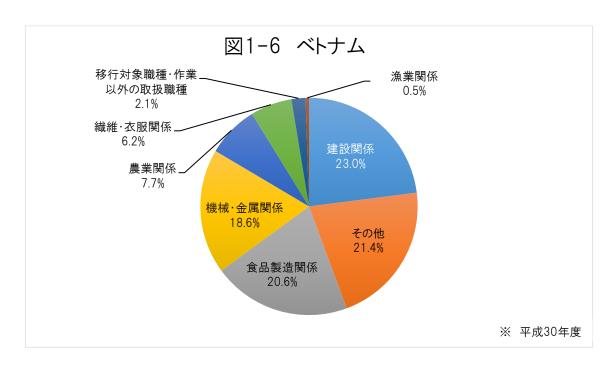


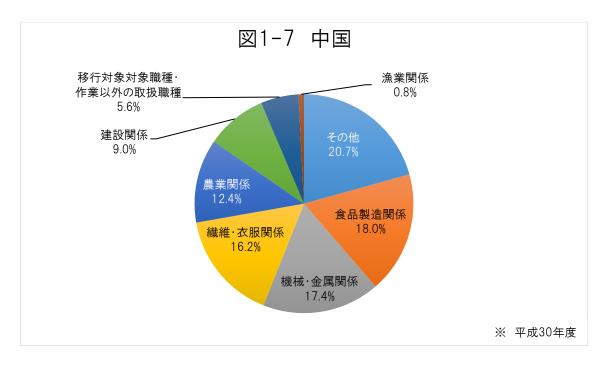
- ※1 その他の職種は、家具製作、印刷、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形、塗装、溶接、 工業包装、紙器・段ボール箱製造、陶磁器工業製品製造、自動車整備、ビルクリーニング、介護、 リネンサプライである。以下同じ。
- ※2 主務大臣が告示で定める職種は、空港グランドハンドリングである。以下同じ。
- ※3 移行対象職種・作業以外の取扱職種は、第2号技能実習又は第3号技能実習を実施できない職種である。以下同じ。

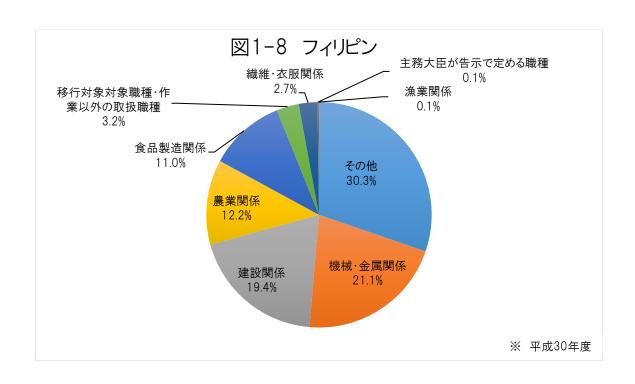
4 国籍・地域別技能実習計画認定件数(1-5)(1-6)【図 1-5】~【図 1-11】 技能実習生の国籍・地域別に構成をみると、ベトナムが 196,732 件(27,528 件)で 50.5% (43.3%)と全体の約半分を占め、次いで中国の 89,918 件(18,581 件)で 23.1% (29.2%)、フィリピンの 35,515 件(6,503 件)で 9.1%(10.2%)となっている。



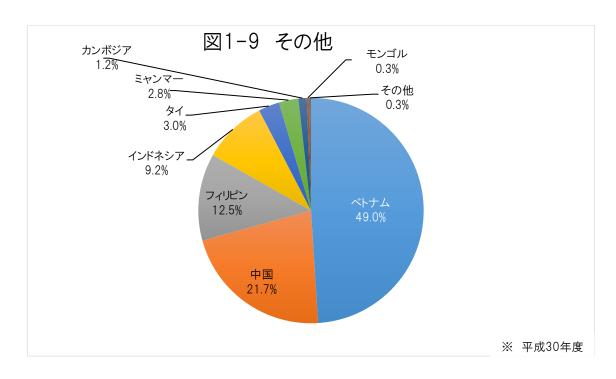
技能実習計画認定件数の多い上位3か国について、職種別の構成をみると、以下のような結果となっている。

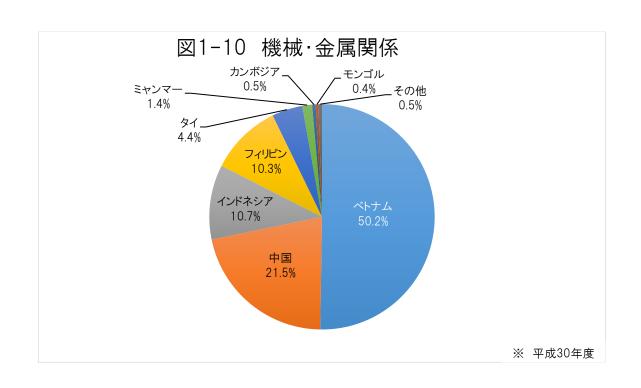


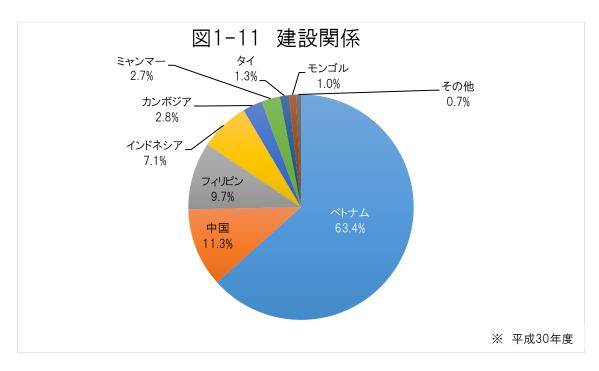




技能実習計画認定件数の多い上位 3 職種について、国籍・地域別の構成をみると、以下のような結果となっている。







5 都道府県別技能実習計画認定件数(1-7)【表 1-1】

認定を受けた技能実習計画を、技能実習が実施されている事業所の所在する都道府県別の構成でみると、愛知県が最も多く全体の10.2%を占めている。

※ 技能実習を行わせる事業所が複数の都道府県にまたがる場合は、主な事業所の所在地で集計している。

表 1-1 平成 30 年度 都道府県別計画認定件数 (構成比)

都道府県	構成比			
北海道	3.7%			
青森県	0.6%			
岩手県	0.9%			
宮城県	1.2%			
秋田県	0.3%			
山形県	0.6%			
福島県	1.2%			
茨城県	4.4%			
栃木県	2.0%			
群馬県	2.9%			
埼玉県	4.7%			
千葉県	4.4%			
東京都	3.2%			
神奈川県	3.2%			
新潟県	1.1%			
富山県	1.8%			

都道府県	構成比		
石川県	1.6%		
福井県	1.3%		
山梨県	0.5%		
長野県	2.1%		
岐阜県	3.9%		
静岡県	4.0%		
愛知県	10.2%		
三重県	3.0%		
滋賀県	1.5%		
京都府	1.2%		
大阪府	4.3%		
兵庫県	3.3%		
奈良県	0.7%		
和歌山県	0.3%		
鳥取県	0.5%		
島根県	0.6%		

都道府県	構成比			
岡山県	2.6%			
広島県	4.5%			
山口県	1.4%			
徳島県	0.8%			
香川県	1.7%			
愛媛県	1.8%			
高知県	0.5%			
福岡県	3.4%			
佐賀県	0.8%			
長崎県	0.8%			
熊本県	2.1%			
大分県	1.1%			
宮崎県	0.9%			
鹿児島県	1.5%			
沖縄県	0.7%			

6 都道府県別、職種別技能実習計画認定件数(1-8)【表 1-2】 職種別に、技能実習が実施されている事業所の多い都道府県(上位 5 都道府県)は、以下のような結果となっている。

表 1-2 平成 30 年度 都道府県別職種別計画認定件数(構成比)

	1位	2位	3位	4位	5位
1 農 業 関 係	茨城県	熊本県	北海道	千葉県	長野県
	18.9%	9.6%	9.2%	6.4%	5.2%
2 漁 業 関 係	広島県	北海道	岡山県	宮崎県	石川県
	28.4%	13.4%	6.6%	6.3%	5.4%
3 建 設 関 係	東京都	埼玉県	愛知県	神奈川県	千葉県
	10.0%	10.0%	8.6%	7.8%	6.8%
4 食品製造関係	北海道	千葉県	愛知県	埼玉県	静岡県
	9.6%	6.4%	6.2%	4.5%	4.5%
5 繊維·衣服関係	岐阜県	岡山県	愛知県	愛媛県	福井県
	12.2%	7.3%	6.5%	5.5%	5.1%
6 機 械・金 属 関 係	愛知県	兵庫県	大阪府	静岡県	三重県
	15.9%	6.0%	5.9%	5.8%	5.6%
7 その他	愛知県	広島県	大阪府	岐阜県	静岡県
	14.4%	6.9%	5.2%	4.8%	4.7%
8 主務大臣が告示で定める職種	千葉県	東京都	大阪府		
	55.6%	22.2%	22.2%	_	_
9 移行対象職種・作業以外の取扱職種	愛知県	長野県	群馬県	静岡県	神奈川県
	8.3%	7.4%	6.5%	6.0%	5.5%

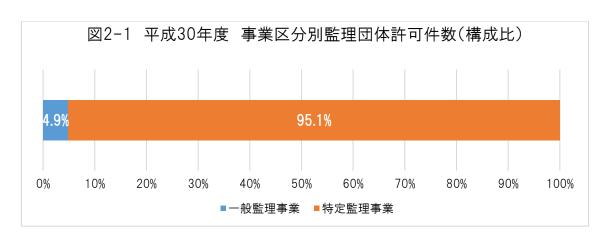
7 都道府県別、国籍・地域別技能実習計画認定件数(1-9)【表 1-3】 技能実習生の国籍・地域別に、技能実習が実施されている事業所の多い都道府県(上位 5 都 道府県)は、以下のような結果となっている。

表 1-3 平成 30 年度 都道府県別、国籍・地域別計画認定件数(構成比)

	1位	2位	3位	4位	5位
ベトナム	愛知県	大阪府	埼玉県	広島県	千葉県
	9.4%	5.2%	4.9%	4.5%	4.2%
中国	愛知県	岐阜県	茨城県	千葉県	北海道
	11.8%	6.8%	5.4%	4.7%	4.6%
フィリピン	愛知県	広島県	静岡県	埼玉県	茨城県
	10.9%	6.8%	6.6%	5.1%	4.4%
インドネシア	愛知県	茨城県	静岡県	埼玉県	群馬県
	9.1%	8.7%	6.4%	5.7%	4.2%
タイ	愛知県	千葉県	茨城県	広島県	三重県
	14.1%	8.5%	6.6%	6.6%	6.5%
ミャンマー	愛知県	北海道	福岡県	埼玉県	大阪府
	6.4%	5.2%	5.1%	4.6%	4.6%
カンボジア	愛知県	茨城県	岐阜県	熊本県	岡山県
	9.6%	7.3%	6.6%	4.6%	3.5%
モンゴル	神奈川県	千葉県	埼玉県	愛知県	三重県
	13.0%	12.1%	11.2%	9.9%	9.1%
その他	茨城県	愛知県	群馬県	埼玉県	香川県
	15.2%	14.6%	6.8%	6.4%	6.1%

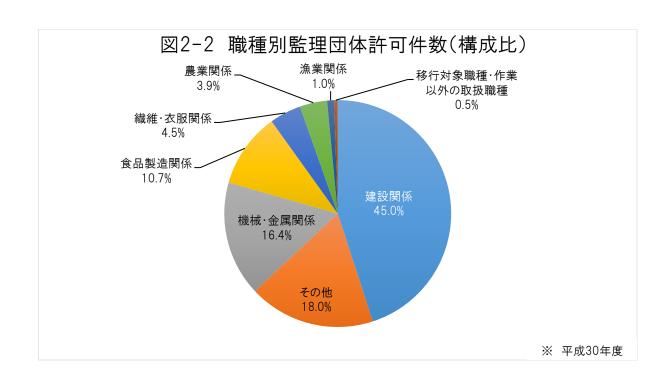
第2 監理団体の許可

- 1 事業区分別監理団体許可件数(2-1)【図 2-1】
 - 平成 30 年度に許可を受けた監理団体は 486 件(2,034 件)で、事業区分別にみると、一般 監理事業は 24 件(743 件)で 4.9%、特定監理事業は 462 件(1,291 件)で 95.1%となっている。
 - ※ 監理団体の許可には、一般監理事業と特定監理事業の許可の2つの区分があり、一般監理 事業の許可を受ければ第1号団体監理型技能実習から第3号団体監理型技能実習までのす べての技能実習に係る監理事業を行うことができ、特定監理事業の許可を受ければ第1号団体 監理型技能実習及び第2号団体監理型技能実習の技能実習に係る監理事業を行うことができ る。
 - (参考) 令和元年8月末現在の許可を受けた監理団体数(廃止・取消しした監理団体を除く) は2,654件である。



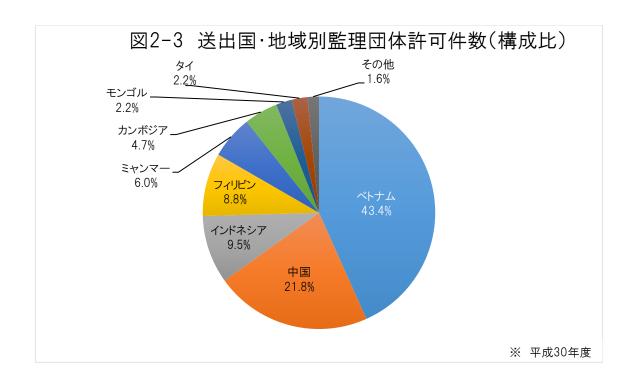
2 職種別監理団体許可件数(2-3)【図 2-2】

監理団体が許可を受ける際に申請する監理事業対象職種をみると、建設関係が 1,088 件 (10,381 件) で 45.0%と最も多く、次いでその他が 436 件 (7,064 件) で 18.0%、機械・金属関係が 397 件 (7,324 件) で 16.4%となっている。



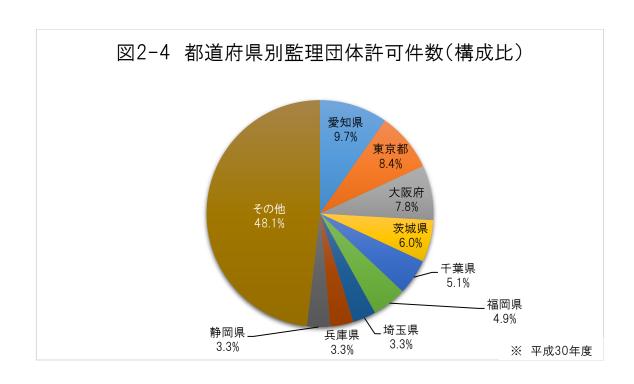
3 送出国·地域別監理団体許可件数(2-4)【図2-3】

監理団体が許可を受ける際に申請する外国の送出機関を送出国・地域別にみると、ベトナムの 297 件(1,473 件)が 43.4%と最も多く、次いで中国が 149 件(1,375 件)で 21.8%、インドネシアが 65 件(343 件)で 9.5%となっている。



4 都道府県別監理団体許可件数(2-5)【図 2-4】

監理団体許可件数を法人の所在地の都道府県別にみると、愛知県が 47 件 (179 件) で 9.7%と最も多く、次いで東京都が 41 件 (213 件) で 8.4%、大阪府が 38 件 (99 件) で 7.8%となっている。

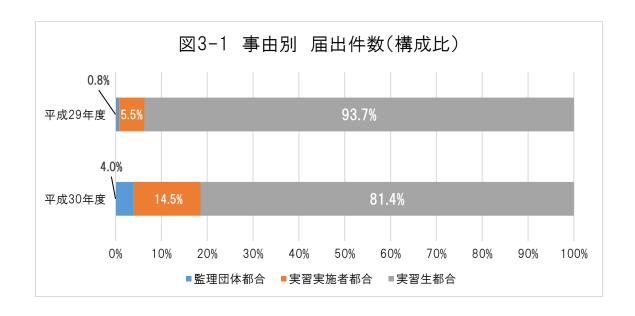


第3 技能実習実施困難時届出

1 事由別技能実習実施困難時届出件数(3-1)【図 3-1】

平成 30 年度に、認定を受けた技能実習計画どおりに技能実習を行うことができず、技能実習実施困難時届出があったのは 22,664 件(238 件)である。

届出の事由別にみると、実習生都合 81.4%、実習実施者都合 14.5%、監理団体都合 4.0% となっている。

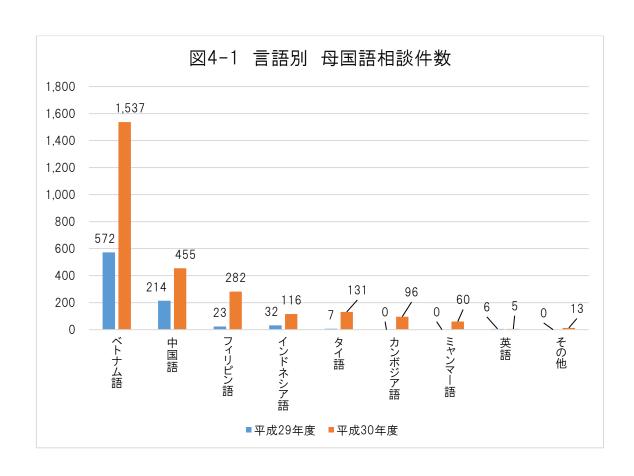


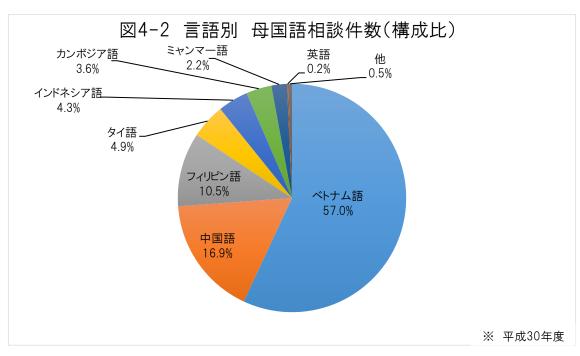
第4 相談·援助

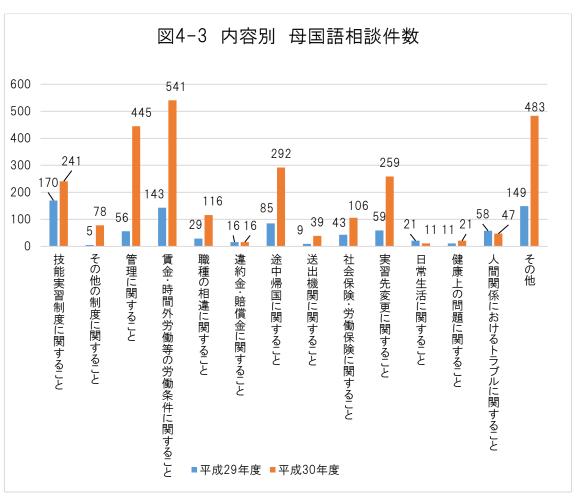
1 言語別、内容別母国語相談件数(4-1)【図 4-1】~【図 4-3】 平成 30 年度に母国語相談(技能実習生からの実習や生活上の相談を母国語で受け付けるもの)に寄せられた相談の件数は 2,695 件(854 件)であった。

言語別にみると、ベトナム語が最も多く 1,537 件(572 件)で 57.0%、次いで中国語の 455 件(214 件)で 16.9%となっている。

内容は、「賃金・時間外労働等の労働条件に関すること」が 541 件(143 件)、「管理に関すること」が 445 件(56 件)となっている。

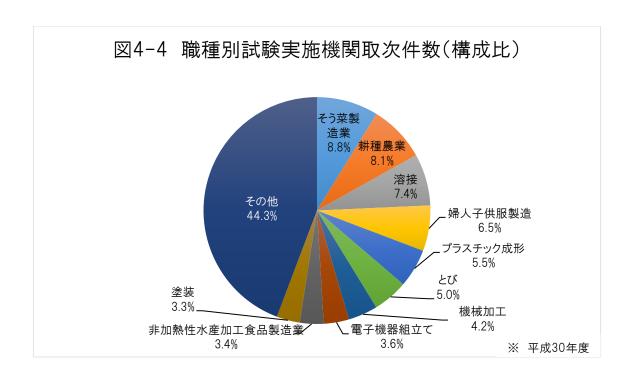






2 職種別受検手続支援件数(延べ人数)(4-3)【図 4-4】

技能実習生の受検手続支援(実習生が、技能検定等を適切に受検し、次の段階の技能実習に移行できるよう、試験機関等への申請の取次等を行うもの)について、職種別にみると、そう菜製造業が最も多く8.8%、次いで耕種農業が8.1%、溶接が7.4%となっている。



第5 国際関係(5-1)

1 二国間取決め締結状況と送出機関の認定状況

技能実習生の送出しについては、送出国政府の推薦を受けた送出機関から受け入れることとされている。この点、送出国政府との間において二国間取決めがされている場合には、送出国政府が送出機関の認定を行っている。

同取決めの締結国は平成 31 年 3 月末時点で 13 か国となっている。また、送出機関数については同時点で 957 機関となっている。

(参考) 同取決めの締結国は令和元年8月末現在、14か国、送出機関数は同時点で1,232機関である。

第6 実地検査(6-1)(6-2)(6-3)[図6-1]~[図6-2]

外国人技能実習機構が、平成 29 年 11 月から平成 31 年 3 月までの間に実地検査を行った実 習実施者及び監理団体の数は 10,375 である。

このうち、技能実習法違反が認められた実習実施者及び監理団体の数は 4,169 (違反割合 40.2%)であり、違反件数は 8,513 件である。

主な違反の内容は、

- ・ 実習実施者については、「帳簿書類の作成・備付けの不備」(1,904 件)、「宿泊施設等の不備」(764 件)
- ・ 監理団体については、「帳簿書類の作成・備付け、届出等が不適切」(2,115 件)、「監理団体の運営体制の不備」(1,107 件)

である。

※ 図 6-1~図 6-2 は平成 29 年度分と平成 30 年度分の合計である。

実地検査で技能実習法違反が認められたものについては、改善に向けた指導を行うとともに、改善状況を確認している。

また、特に悪質な事案については、出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣による行政処分等(実 習実施者については改善命令や計画認定取消、監理団体については改善命令や許可取消等)の対象と なる。

実地検査を実施した実習実施者及び監理団体の数

実習実施者 7,891

監理団体 2,484

計 10,375

技能実習法違反が認められた実習実施者及び監理団体の数

実習実施者 2,752 (違反割合 34.9%)

監理団体 1,417 (違反割合 57.0%)

計 4,169 (違反割合 40.2%)

実習実施者及び監理団体において確認された違反の件数(違反条文数)

実習実施者 4,707

監理団体 3,806

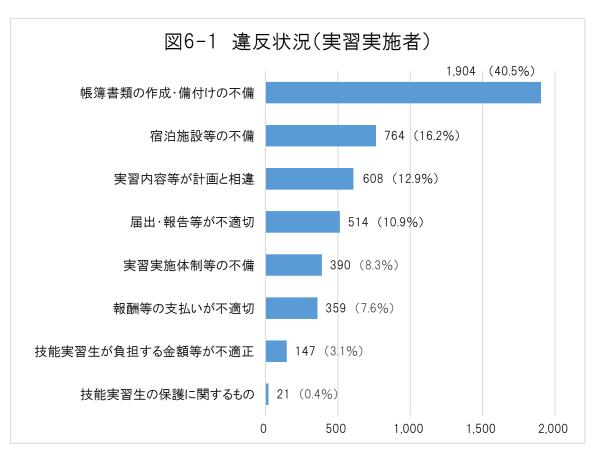
計 8,513

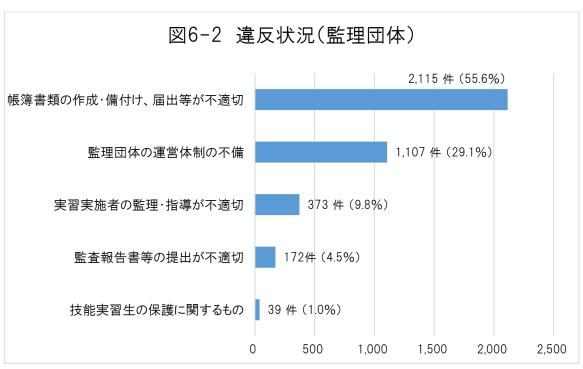
(注) 一つの実習実施者又は監理団体について複数の違反が確認される場合があることから、違反が確認された実習実施者又は監理団体の数と違反件数は一致しない。

【参考:平成30年度末までに実施した行政処分等の状況】

◎実習実施者:認定計画取消し 8者 151件、改善命令 1者 1件

◎監理団体 : 許可取消し 1団体、改善命令 0





※ 図 6-1、図 6-2 の()内は、違反件数全体に占める割合である。

別紙 3 (日本語教育教材)

日本語 English 中文 Tiếng Việt Tagalog Bahasa Indonesia ภาษาไทย たいかい (日本語教育教材)

OTIT 外国人技能実習機構

Organization for Technical Intern Training

技能実習制度による人材育成を通じた 国際協力を推進します

制度のあらまし

監理団体の皆様へ

実習実施者の皆様へ

ぎのうじっしゅうせい のみなさまへ 技能実習生の皆様へ 外国人技能実習 機構について

お問い合わせ先のご案内

HOME > 日本語教育教材

にほんごきょういくきょうざい

日本語教育教材

機械・金属関係職種 (げんばのことば)

機械・金属関係職種 (げんばのかいわ)

食品製造関係職種 (げんばのことば)

食品製造関係職種 (げんばのかいわ) 日本語教育教材

がいこくじんぎのうじっしゅうせい にゅうこくまえごうしゅう にゅうこくごごうしゅう 外国人技能実習生が入国前 講習、入国後講習、じっしゅうきかんちゅうなど おごな にほんごがくしゅう きょうざい きかい 実習期間中等に行う日本語学習のための教材(機械・きんぞくかんけいしょくしゅ しょくひんせいぞうかんけいしょくしゅむ かいはつ れいわ

金属関係職種と食品製造関係職種向け)を開発しました。令和2 ねんどいこう にほんごきょうがくきょうざい はいしんよてい

年度以降に日本語教育教材アプリを配信予定です。

はいしん さきだ きょうざい こうかい

アプリ 配 信 に先立ち、 教 材 イメージを 公 開 します。

きかい きんぞくかんけいしょくしゅ

●機械・金属関係職種 (<u>げんばのことば</u>) (<u>げんばのかいわ</u>)

しょくひんせいぞうかんけいしょくしゅ

● 食 品 製 造 関 係 職 種 (<u>Ifんばのことば</u>) (<u>Ifんばのかいわ</u>)

法人番号 5010405015455 認可法人 外国人技能実習機構

本部 〒108-0022 東京都港区海岸3-9-15 LOOP-x3階

※電話番号については、所在地・連絡先のページをご覧ください。

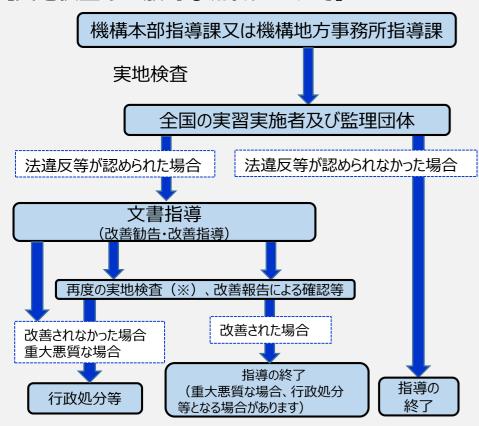
3 実地検査と行政処分等について

実地検査の結果、認定計画に従って技能実習を実施していなかったことや技能実習法に違反していたこと等が判明したときは、出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣が改善命令または認定の取消しを行う場合があります。

認定を取り消された場合、新たな技能実習は5年間できなくなります。

常日頃から関係法令を遵守することはもとより、 機構からの実地検査時の指摘等については、迅速に 改善を図るようにして下さい。

【実地検査の一般的な流れについて】



※再度の実地検査を実施せず、行政処分等となる場合があります

【行政処分等の種類について】

〇改善命令(技能実習法第15条)

認定計画に従って技能実習を行わせていない場合 や技能実習法令、出入国・労働関係法令に違反した場 合に、必要な措置を期限を定めて命令

- ○認定の取消し(技能実習法第16条)
 - ・認定計画に従って技能実習を行わせていない場合
 - ・欠格事由に該当した場合
 - ・実地検査に際して虚偽の報告等をした場合
 - ・改善命令に違反した場合

など。

4 関係法令

【技能実習法】

- 技能実習計画の認定制(第8条)実習実施者は技能実習計画を作成し、認定を受ける必要があります。
- 技能実習計画の認定基準(第9条) 技能実習を行わせようとする者は、技能実習生ごとに技能実習 計画を作成し、認定を受けることができるとされており、当該技能 実習計画の適切性の担保のため、認定基準が設けられています。
- 認定の欠格事由(第10条)

出入国・労働に関する法令違反で罰金刑に処されて5年 経過しない場合や、暴力団員に該当する場合などには認定 を受けることができません。

○ 実地検査(第14条)

機構は、技能実習計画の認定や技能実習生の保護を行うため、必要な限度で実習実施者や監理団体等に対して、

- ①報告・帳簿書類の提出・提示を求める事務
- ②質問、設備・帳簿書類その他の物件を検査する事務 ができます。
- 改善命令等(第15条)

出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣は、認定計画に 従って技能実習を行わせていない場合や技能実習法令、出 入国・労働関係法令に違反した場合に、適正な技能実習の 実施を確保するため、改善に必要な措置を期限を定めて命 令できます。

○ 認定の取消等(第16条)

出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣は、

- ①認定計画に従って技能実習を行わせていない場合
- ②認定計画が認定基準に該当しなくなった場合
- ③欠格事由に該当した場合
- ④主務大臣の報告徴収に対する虚偽報告・答弁等
- ⑤機構の実地検査に対する虚偽報告・答弁等
- ⑥改善命令に違反した場合
- ⑦出入国又は労働に関する法令に関し不正または著しく 不正な行為をした場合

に該当するときは、実習認定を取り消すことができます。

- 実習実施者の届出制(第17条及び18条) 実習実施者について、届出制としています。
- 禁止行為(第48条)旅券の保管や私生活の不当な制限等の技能実習生に対する人権侵害行為等は禁止されています。

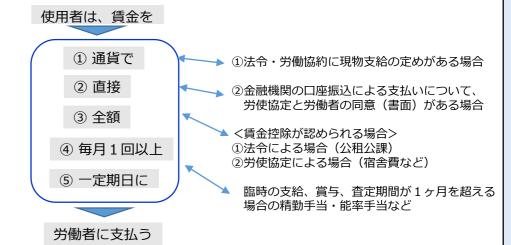
【労働基準法】

○ 賃金の支払い (第24条)

賃金は、通貨で、全額を毎月1回以上、一定の期日 を定めて労働者に直接支払わなければなりません。

また、法令で定められているもの以外を控除する場合には、労働者の過半数を代表する者との書面による労使協定等の一定の手続きが必要です。

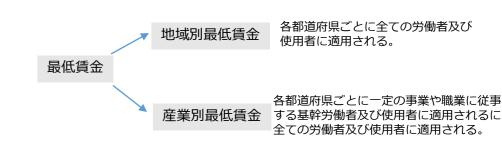
☆賃金の支払いの5原則とその例外



- 休業手当の支払い(第26条) 会社側の都合により労働者を休業させた場合には、 休業させた所定労働日について、平均賃金の6割以上 の手当を支払わなければなりません。
- 労働時間(第32条、第36条) 休憩時間を除いて、1週間に40時間、1日に8時間 を超えて労働させてはなりません。時間外・休日労働 をさせるためには労使協定等の一定の手続きが必要です。
- 時間外、休日及び深夜の割増賃金(第37条) 時間外、深夜に労働させた場合にはそれぞれ2割5 分以上、法定休日に労働させた場合には3割5分以上 の割増賃金を支払わなければなりません。

【最低賃金法】

○ 最低賃金(第4条) 最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。



5 必要な手続きを忘れていませんか

【届出先:実習実施者の本店住所地を管轄する 地方事務所・支所の認定課】

○技能実習計画軽微変更届出及び変更認定申請

技能実習計画を変更する場合、軽微な変更に当たる場合には届出が、重要な変更の場合には事前に技能実習計画変更認定の申請が必要です(変更事由発生後1か月以内)。

○実習実施者届出

初めて技能実習生を受け入れて技能実習を行わせた場合に1回のみ提出が必要です(技能実習開始後遅滞なく)。

○実施状況報告書

前年度の実習実施状況を記載した報告書の提出 が必要です(毎年4月から5月末までの間)。

○技能実習実施困難時届出

実習認定の取消し、倒産等の経営上・事業上の 理由があった場合、技能実習生について、病気や 怪我、実習意欲の喪失、ホームシック、行方不明 などにより技能実習の実施が困難となった場合に 届出が必要です。

※団体監理型技能実習の場合は、監理団体が届出を行うので、事由発生後、監理団体に通知を行うことが必要です。

【届出先:実習実施者の本店住所地を管轄する 地方事務所・支所の指導課】

- ○実習認定取消し事由該当事実に係る報告書 実習認定の取消事由に該当することとなった場合には報告が必要です。
 - ※監理団体が届出を行うので、事由発生後、遅 滞なく監理団体に報告を行うことが必要です。

6 本部・事務所一覧

札幌事務所(北海道)

〒060-0034 北海道札幌市中央区北4条東2-8-2 マルイト北4条ビル5階 電話:011-596-6470

仙台事務所(青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県)

〒980-0803 宮城県仙台市青葉区国分町 1 - 2 - 1 仙台フコク生命ビル 電話: 022-399-6326

東京事務所(栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県)

〒101-0041 東京都千代田区神田須田町 2 - 7 - 2 N K ビル4 階及び7 階 電話: 03-6433-9971

水戸支所 (茨城県)

〒310-0062 茨城県水戸市大町1-2-4 0 朝日生命水戸ビル3階 電話: 029-350-8852

長野支所(新潟県、長野県)

〒380-0825 長野県長野市南長野末広町1361ナカジマ会館ビル6階 電話:026-217-3556

名古屋事務所(岐阜県、静岡県、愛知県、三重県)

〒460-0008 愛知県名古屋市中区栄 4 - 1 5 - 3 2 日建・住生ビル 5 階電話: 052-684-8402

富山支所(富山県、石川県、福井県)

〒930-0004 富山県富山市桜橋通り 5 - 1 3 富山興銀ビル 1 2 階 電話: 076-471-8564

大阪事務所(滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県)

〒541-0043 大阪府大阪市中央区高麗橋 4 - 2 - 1 6 大阪朝日生命館 3 階電話: 06-6210-3351

広島事務所(鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県)

〒730-0051 広島県広島市中区大手町3-1-9 広島鯉城通りビル (旧鯉城広島サンケイビル)3階 電話:082-207-3126

高松事務所(徳島県、香川県)

〒760-0023 香川県高松市寿町 2 - 2 - 1 0 高松寿町プライムビル7階 電話: 087-802-5850

松山支所(愛媛県、高知県)

〒790-0003 愛媛県松山市三番町7-1-2 1 ジブラルタ生命松山ビル 電話: 089-909-4110

福岡事務所(福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、沖縄県)

〒812-0029 福岡県福岡市博多区古門戸町1-1

電話:092-710-4070

熊本支所(熊本県、宮崎県、鹿児島県)

〒860-0806 熊本県熊本市中央区花畑町1-7MY熊本ビル2階 電話:096-223-5372

外国人技能実習機構 本部監理団体部・技能実習部

〒108-0022 東京都港区海岸 3 - 9 - 1 5 L O O P - X 3 階

電話: 03-6712-1923 (監理団体部) 電話: 03-6712-1938 (技能実習部)

ホームページ https://www.otit.go.jp/

OTIT

検索



実習実施者のみなさまへ

外国人技能実習機構について

~機構の実地検査にご協力をお願いします~

1 外国人技能実習機構とは

外国人技能実習機構(Organization for Technical Intern Training(OTIT))(以下「機構」という。)は、「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(以下「技能実習法」という。)」に基づき法務省及び厚生労働省が所管する認可法人です。

外国人の技能等の修得等に関し、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護を図り、もって人材育成を通じた開発途上地域等への技能等の移転による国際協力を推進することを目的として平成29年1月25日に設立されました。

機構の主な業務は、技能実習計画の認定、実習実施者・監理団体に対する実地検査、各種届出の受理、相談・援助業務等があります。

2 外国人技能実習機構が行う実地検査

- ◆機構の職員は、主務大臣からの委任を受けて、実習 実施者に対して実地検査を行うことが技能実習法に定 められています(技能実習法第14条)。
- ◆実地検査には、関係者から相談、申告、情報提供があった場合等に直ちに行う臨時検査、原則、監理団体に1年に1度、実習実施者に3年に1度実施する定期検査があります。
- ◆実地検査において、認定計画に従って技能実習が適正に行われているか確認するため、実習実施者に報告を求め、必要な帳簿書類等を確認します。

技能実習法違反の場合や出入国・労働関係法令違反 が疑われる場合などには、改善勧告・改善指導を行い ます。

- ◆改善勧告・改善指導に対して書面で改善報告を求めるほか、再度訪問して実地に改善状況を確認する場合があります。
- ◆実習実施者は、機構の実地検査に際して、虚偽の報告や虚偽の必要書類の提出等をした場合には、認定計画の認定が取消される場合がありますのでご注意下さい。